Ⅳ 環境基準等一覧

1 大気汚染に係る環境基準

（昭和48年5月8日環境庁告示第25号・昭和48年5月16日環境庁告示第35号・改正昭和53年7月11日環境庁告示第38号

平成21年9月9日環境省告示第33号）

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。
評価方法	長期的評価（※1）					長期的評価（※4）
	1日平均値の2%除外値（※2）が0.04ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値（※2）が10ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値（※2）が0.10mg/m³以下であること。	1日平均値の年間98%値（※3）が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	—	1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値のうち年間98パーセンタイル値が35μg/m³以下であること。
	上記（※1） 長期的評価にあっては、年間の測定時間が6,000時間未満の場合は評価の対象としない。 上記（※2）「2%除外値」は、1年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、測定値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方から数えて2%の範囲内にある日平均値を除外した後に残る日平均値の集団のうちで、最高となった測定値。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準に適合しないこととする。			上記（※3）「98%値」は、1年間の日平均値のうち低いほうから98%目に該当する日平均値。	—	上記（※4） 長期的評価にあっては、1日の測定時間が20時間以上の有効測定日数で年間の測定日数が250日未満の場合は評価の対象としない。
	短期的評価					
	測定を行った日の1日平均値、8時間値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。			—	—	—

2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

（平成9年2月4日環境庁告示第4号　改正平成13年4月20日環境省告示第30号　改正平成30年11月19日環境省告示第100号）

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が0.003mg/m³以下であること。	1年平均値が0.13mg/m³以下であること。	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。	1年平均値が0.15mg/m³以下であること。

3 水質汚濁に係る環境基準

（昭和46年12月28日環境庁告示第59号　改正令和7年2月14日環境省告示第5号）

（1）人の健康の保護に関する環境基準

項　目	基準値	項　目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考
1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

（2）生活環境の保全に関する環境基準

ア　河川

（ア）河川（湖沼を除く。）

①

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2級・水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	―
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	―
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	―

備考　1　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2　農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3　水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
4　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
5　水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6　大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4　工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②

類型＼項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考　基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

（イ）湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

①

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2、3級・水産2級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	―
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	―

備考　1　水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2　水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
3　水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。
4　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
5　大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4　工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値 全窒素	基準値 全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）・水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

（注）
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

③

類型＼項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛	基準値 ノニルフェノール	基準値 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

④

類型＼項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考 基準値は日間平均値とする。

イ 海域

（ア）

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	基準値 化学的酸素要求量（COD）	基準値 溶存酸素量（DO）	基準値 大腸菌数	基準値 n-ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産1級・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	―	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	―	―

備考 1 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
2 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（イ）

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値 全窒素	基準値 全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

（注）
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

（ウ）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

（エ）

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
備考　基準値は日間平均値とする。		

ウ　ダイオキシン類に係る環境基準

（平成11年12月27日環境庁告示第68号　平成14年7月22日環境省告示第46号　改正平成21年3月31日環境省告示第11号）

媒　体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m^3以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

エ　土壌の汚染に係る環境基準

（平成3年8月23日環境庁告示第46号　改正令和2年4月2日環境省告示第44号）

項　目	環境上の条件	項　目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	1，2−ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
		1，1−ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1，2−ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
有機燐	検液中に検出されないこと。	1，1，1−トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	1，1，2−トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
		1，3−ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
		セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	1，4−ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考　1　カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
2　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
3　1，2−ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

5　地下水の水質汚濁に係る環境基準

（平成9年3月13日環境庁告示第10号　改正令和3年10月7日環境省告示第63号）

項　目	基準値	項　目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
ＰＣＢ	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考
1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　1，2－ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

6　騒音に係る環境基準

（1）騒音に係る環境基準

（平成10年9月30日環境庁告示第64号　改正令和2年3月30日環境省告示第35号）
※この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。
※評価手法は、等価騒音レベルによる。

[道路に面する地域を除く地域]

地域の類型	基準値	
	昼間（6:00 ～ 22:00）	夜間（22:00 ～翌6:00）
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

（注）
AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A：専ら住居の用に供される地域
B：主として住居の用に供される地域
C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

[道路に面する地域]

地域の区分	基準値	
	昼間（6:00 ～ 22:00）	夜間（22:00 ～翌6:00）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

備考
幹線交通を担う道路（別記注釈1）に近接する空間（別記注釈2）については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

（注）
1　高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路
2　道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲

基準値	
昼間（6:00 ～ 22:00）	夜間（22:00 ～翌6:00）
70dB以下	65dB以下

備考
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

（2）航空機騒音に係る環境基準

（昭和48年12月27日 環境庁告示第154号　改正令和2年3月30日 環境省告示第35号）

地域の類型	基準値（評価指標：Lden）
Ⅰ	57dB以下
Ⅱ	62dB以下

（注）
Ⅰ：専ら住居の用に供される地域
Ⅱ：Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

（3）新幹線鉄道騒音に係る環境基準

（昭和50年7月29日 環境庁告示第46号　改正平成12年12月14日環境庁告示第78号）

地域の類型	基準値
Ⅰ	70dB以下
Ⅱ	75dB以下

（注）
Ⅰ：主として住居の用に供される地域
Ⅱ：商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

（4）自動車騒音の要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
（平成12年3月2日 総理府令第15号　改正令和2年3月30日 環境省令第9号）

区域の区分		時間の区分	
		昼間（6:00 ～ 22:00）	夜間（22:00 ～翌6:00）
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65dB以下	55dB以下
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70dB以下	65dB以下
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する地域		75dB以下	70dB以下
幹線交通を担う道路に近接する区域の特例	上記の区域のうち、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15mまでの範囲	75dB以下	70dB以下
	上記の区域のうち、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲		

備考
a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として仙台市長が定めた区域をいう。
1　a区域：専ら住居の用に供される区域
2　b区域：主として住居の用に供される区域
3　c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

（5）道路交通振動の要請限度

振動規制法第16条第1項、同法施行規則第12条
（昭和51年11月10日総理府令第58号　改正令和3年3月25日環境省令第3号）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65dB以下	60dB以下
第2種区域	70dB以下	65dB以下

備考
第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として仙台市長が定めた区域をいう。

（1）第1種区域　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

（2）第2種区域　住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域